

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2	
【議案第11号】	平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	3
【議案第12号】	平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	4
【議案第13号】	平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	5
【議案第20号】	矢板市特別会計条例の一部改正について	7
【議案第29号】	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	7
【議案第30号】	矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	10
【議案第31号】	矢板市都市公園条例の一部改正について	11
【議案第32号】	矢板市営住宅条例の一部改正について	12
【議案第36号】	市道路線の認定について	13
【委員長報告】		13
【閉会】		14

## 1 日 時

平成30年3月6日(火) 午後0時55分(開会)～午後2時56分(閉会)

## 2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 伊藤 幹 夫

副委員長 小林 勇 治

委 員 高瀬 由子、櫻井 恵二、宮本 妙子

今井 勝巳、大島 文男、大貫 雄二

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員(17名)

### (1) 建設課(2人)

①建設課長 塚原延欣 ②管理住宅担当 村本和繁

### (2) 都市整備課(3人)

①都市整備課長 和田理男 ②都市計画担当 手塚宏子

③市街地整備担当 相田雄二

### (3) 農林課(2人)

①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎

(2) 商工観光課（1人）

①商工観光課長 山口武

(4) 教育総務課（1人）

①教育総務課長 高沢いづみ

(5) 生涯学習課（5人）

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 斎藤正樹

③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 塚原明

⑤片岡公民館長 塚原由

(6) 農業委員会事務局（1人）

①事務局長 村上治良

(7) 上下水道事務所（2人）

①上下水道事務所長兼水道課長 津久井保 ②下水道課長 石川節夫

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

【議案第11号】 平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第12号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

【議案第13号】 平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第20号】 矢板市特別会計条例の一部改正について

【議案第29号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【議案第30号】 矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

【議案第31号】 矢板市都市公園条例の一部改正について

【議案第32号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第36号】 市道路線の認定について

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（伊藤幹夫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 （12：55）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (12:55)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (13:55)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第11号】 平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第12号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

【議案第13号】 平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

【議案第20号】 矢板市特別会計条例の一部改正について

【議案第29号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【議案第30号】 矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

【議案第31号】 矢板市都市公園条例の一部改正について

【議案第32号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第36号】 市道路線の認定について

の9件である。

#### 【議案第11号】

○委員長 はじめに、「議案第11号 平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長(石川節夫)

(「平成29年度矢板市補正予算書」13頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」36頁から37頁により説明。)

歳入

3款1項1目 農業集落排水事業費県補助金については、200万円の減で、水処理センターの機能診断業務に係る県補助金の確定によるもの。

歳出

1款2項1目 水処理センター管理費については、200万円の減で、水処理センター管理費に係る委託料の減額。境林地区に係る水処理センターの機能診断調査業務で、当初は沢と境林の2地区を計画していたが、県費補助金が減額となり、沢地区のみを実施しているところであるため、境林地区のみを減額するもの。

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定

することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第12号】

○委員長 次に、「議案第12号 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「平成29年度矢板市補正予算書」17頁を朗読、20頁について説明。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」42頁、43頁により説明。)

歳入

3款1項1目 下水道事業費国庫補助金については、1,046万円の減で、水処理センター長寿命化に係る委託工事で日本下水道事業団との協定書の精算額確定によるもの。

7款1項1目 下水道事業債については、930万円の減で、3款1項1目に関連するもの。

歳出

2款1項1目 下水道建設費については、1,976万円の減で、水処理センター建設事業に係る委託料の減額。協定は、水処理センター長寿命化に伴う業務委託であり、平成28年6月7日に当初契約をしており、その後平成29年10月6日に変更、最終的に先月2月29日に完了検査に至り、精算により確定した。平成29年度事業費にかかる協定委託額が、当初9,130万円だったところ、精算により7,154万円となり、1,976万円の減額となる。なお、補正額の財源内訳は、減額に伴う国県支出金の補助金と借りに係る地方債。

#### 第2表 繰越明許費

下水道菅渠築造事業において4千万7千円を繰り越すもの。これは、旧大谷津分譲地内の工事2箇所を実施中。支障となっている上水道管敷設工事に不測の期間を要することから、年度内完成が見込めないため繰り越すもの。

#### 第3表 地方債補正

歳入7款1項1目において、補正前の額1億9,130万円から930万円を減額し、1億8,200万円となることから、補正後の限度額が変更となるもの。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○今井委員 不測の事態とはどういう事態か。

○下水道課長 事前に支障となる水道管を移設してもらったため依頼したが、当該

土地の地盤が相当悪いところで、進捗に相当の時間を要している。下水道管の工事をするのに着工がどうしても遅れてしまい、工期を延す必要があったためである。

○上下水道事務所長（津久井保）当該工事については1月中に終了している。

○今井委員 了解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第13号】

○委員長 次に、「議案第13号 平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長（和田理男）

（「平成29年度矢板市補正予算書」21頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」48頁から49頁により説明。）

#### 歳入

1款1項1目 保留地処分金については、3,505万円の減。本年度区画整理事業66区画のうち、残の13区画の販売を予定していた。このうち1月末現在の実績が5区画で、8区画分を減額するもの。

2款1項1目 一般会計繰入金については、2,619万8千円の増で、保留地処分金の減額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するもの。

3款1項1目 繰越金については、585万2千円の増で、平成28年度決算に伴うもの。

#### 歳出

1款1項1目 土地区画整理費については、300万円の減で、保留地13区画分の水道取り出しを予定していたが、未販売分の8区画分に対して取り出しをしていないので、その工事費を減額するもの。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 今年度は13区画のうち5区画販売し、8区画残る。今回ということであればこれは普通財産になるのではないかと思うが、そのときはどのような処理をするのか

○都市整備課長 これについてはご案内のとおり、総務課管財担当で販売するということになる。取り出しについても、総務課のほうで依頼があれば取り出し工事を行う。余談だが、1

区画については引き合いがあり、予定では3月中に契約する見込みである。

○大島委員 そうすると、7区画が普通財産となるなかで事業は今年度で終わるが、残務整理についてはその他問題はないということでしょうか。

○都市整備課長 特に所有者との精算行為は昨年度中に確定している。従って保留地の処分以外は起債償還も終わっているの、すべて引き継げるということになる。

○今井委員 保留地処分について、今1区画引き合いが来ていて残りは7区画。特別会計は今年度でなくなるが、現在、駅東含めて区画整理事業の保留地は何区画残っているか。

○都市整備課長 駅東については、当時相当数あり順次販売していたと思うが、残区画については総務課で販売しているため、私どもで詳細な数値は確認していない。ただし2工区については引き合いは来ており、今年度中にも1件売れそうだという情報は得ており、販売については進んでいるものと受け止めている。

○今井委員 なぜこれを聞いたかという、山口市長のとき、皆さんは知っているかどうか知らないが、矢板市の不動産を取り扱う業者と協定を結んで、矢板市の市有財産、保留地を含めて、販売をしてもらうような協定を結んでいるという話を聞いたことがある。今回の一般質問等でいろいろ調べているなかで、協定を結んでいながら過去に全く市からこういった保留地の販売についての委託を受けたことがないと、今年度で4月1日までに不動産業者が市との協定を含めて、会費を集めて運営しているが実態ないから解散したいという話を耳にした。

矢板市が単独で売るより、むしろ業者に情報を流して委託で売った方が早いのではないかと。なぜそれがなされていなかったのかという気はする。市の一般財産として持っていったときにどのような販売方式、PRをしていくのか、そういった販売のシステムはどのようなになっているのか。

○都市整備課長 ご指摘のとおり、2工区が売れない時代があり、当時不動産会社にお問い合わせをしたという経緯は承知している。売れなかった原因が単価が高かったため販売に相当苦慮した。その後価格を見直して引き下げて、2工区については割と売れたと受け止めている。それも含めて今回、残りの部分の販売促進ということになるが、やはり業界の力が必要であると受け止めている。3月に空家バンクの関係で宅建業協会の皆さまと会合を持っており、3月にも打ち合わせをさせていただく。その場で空き家バンクの周知とともに定住補助金の拡充についてお願いするとともに、この件についても引き続きお願いしようかと思っている。ただ、残り7区画についても引き合いは多く、値段は高くないので、若干立地条件が河川の横とかがあるが、引き合いそのものは多いので、いずれかの段階では売れるのではないかと考えている。

○今井委員 せっかくある組織なので、解散してしまう前に上手く運用したほうがよい。上手に進めていただきたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第20号】

○委員長 次に、「議案第20号 矢板市特別会計条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長

(「議案書」40頁を朗読、41頁により詳細について説明)

木幡土地区画整理事業実施に伴い、平成16年度から木幡宅地造成事業特別会計を設置し施行してきたが、平成28年3月の換地処分により、登記事務、地権者との精算行為、起債の償還などがすべて完了したことから、本年度をもって廃止するもの。

41頁の5行目に記載のとおり、第1条第1項から木幡宅地造成事業を削除することにより廃止とする。

なお、施行期日については4月1日とするが、精算行為、保留地の金額の納入等があるため出納閉鎖期間である5月までは経過措置を設ける。

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第29号】

○委員長 次に、「議案第29号 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長 (塚原延欣)

(「議案書」74頁を朗読、75から80頁により詳細について説明)

今回の改正は、本条例の上位法である道路法施行令の一部が平成29年4月に改正されたことに伴うものである。改正理由は2点。

1点目が、占用料の額の改定。占用料の額については、一般的に固定資産税評価額、地価水準や地価に対する賃料水準の変動などを勘案して国が算定している。今般、国において固

定資産税評価額の評価替えが平成27年度に行われたことに伴い、占用料の改定がなされた。

2点目が、占用面積等の端数処理の方法を整理したというもの。議案書75頁から今回改正する道路占用料表を掲載している。表の右側に占用料という項目があるが、この占用料は所在地毎に5段階に区分されて決まっている。矢板市は人口が20万人未満のため、第4級地ということで道路占用料が決まっている。固定資産税評価額が下落していることから、項目によって下げ幅は一定ではないが、占用料は若干下がっているという状況にある。下がった分の影響額について、平成29年4月1日現在の占用物件の内容で試算すると、322万円あるところが、約0.6%減の320万円になる見込み。表にはその内容を掲載している。

議案書79頁の備考をご覧ください。備考に記載されている内容が端数処理の精緻化に関する部分で、4番目の項目が改正になる。現行では占用等に係る面積や長さを1平方メートルあるいは1メートルといった整数で表し、端数があるときには小数点以下を切り上げて整数とする処理をしていたが、今回の改正で少数点第3位以下の端数を切り捨て、少数点第2位までを算入することになり、より細かな数字まで取り扱うことになる。この精緻化による影響については、今現在が整数で行っているため、手元の資料では試算のしようがないが、今まで整数に切り上げていたものが小数点第2位までということになるので、わずかながら下がるのではないかと捉えている。なお、施行は平成30年4月1日からと考えている。

- 委員長 これより議案第29号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 大島委員 矢板市の道路占用料は道路に限定するのか。それとも、例えば市有地もすべてこれに入るのか。どのような解釈なのか。
- 建設課長 道路のみに係る占用料条例になる。道路以外に市で持っている行政財産ではない普通財産、例えば認定外道路も入るが、そういったものは市有財産の決まりで金額が決まる。行政財産では、建設課が所管する行政財産使用料条例というもので使用料が決まっている。
- 大島委員 道路ということだが、市道か。すべての道路が含まれるのか。
- 建設課長 市道である。
- 大島委員 例えば、同じ道路でも農道の場合はどうのような取り扱いになるのか。これに入らず普通財産か。
- 建設課長 公共物管理条例というものがあり、認定外道路等はそちらの規定に入る。
- 大島委員 所管はどこになるのか。
- 建設課長 道路等に係る占用料は建設課になる。
- 大島委員 今回は、この単価が違うのか。なぜそれだけ出てきたのか。
- 建設課長 道路法に基づき占用料を徴収しているが、基づいている上位の道路法が改正になったため、それにあわせて改正するもの。
- 大島委員 他のものは道路ではないから今までどおりの、ほぼ同じ占用料になるのか。どのような位置づけになるのか。
- 建設課長 道路占用料徴収条例は国と同じ内容で決めているが、この内容が細分化され、先ほどの公共物管理条例と比べると中身がより細かくなっている。占用料徴収条例のほうは、

3年に一度、固定資産税の評価替えの時期に国で見直しているのに、下落している。この公共物管理条例は平成14年が最後で、公共物管理条例のほうが若干、市に多くお金が入るといふ状況。

○大島委員 了解した。

○今井委員 市道と言えども、今回の一般質問でもずっと言っているが、地籍混乱でいて、現況では市道。しかし実際には官民境界が確定していない。いわゆる市道の根拠。上位法で決まったということだが、矢板の場合は現実としてその辺が非常に不明なところがある。ここは市道ですよと言って認定したが周りの人は実際は家の土地が食い込んでいると言う。いわゆる権利を主張している。境界が確定していないところも、やはり現況主義として市道の使用料を取ると解釈すべきなのか、市の財産として明確に示すことができるところのみ、この基準を当てはめるのかということになるとどうなのか。素朴な質問である。

○建設課長 まず市道だが、今日も議案として出させていただいているが、市道路線に認定をされれば、例えばこれから計画するような道路も、現地に現況がなくても市道にできる。底地が矢板市の土地でなく個人の土地でも市道には認定でき、市道としての道路補助の網がかかるということにはなる。それと占用料が一緒かと言うとこれはまた別なのかなという気はする。誠に申し訳ないが、建設課としては、確かに議員おっしゃるとおりあいまいな部分はたくさんあるとは思ふ。最近では登記をするのにも法務局で現地確認するなど登記の厳格化が進んでいるので、最近のものはあまりないとは思ふが、昭和初期だとかその頃のものは机上で登記もできた時代なので、下手をすると登記もせずそのままいつてしまっているものもあるかもしれない。それを占用料をどうするかということになると、恐らく現況として舗装になっている部分については、地権者が個人だったとしても、市でも当時黙って舗装はしてはいないとは思ふのでそれなりの承諾は得ているのではないかと思うので、舗装の上であれば市の占用料ではないかという気がする。一方、少し外れた土のところであれば個人のところかなという考えはする。申し訳ないが建設課としてそれをどうするかという決めはないが、一番多いのは東京電力やNTT。建設課窓口で担当と公図等を見ながらその都度やっているというのが正直なところである。

○今井委員 東京電力やNTTなどは組織がしっかりしているから、当然地権者を確認して電柱を立てる。そうすると民地なのか公有地なのかを決めて立てているからよいが、不確実なところがある。表のなかにはいわゆるイベントの看板等もある。こういったものが有効活用されるのかどうかは非常に疑問なのだが、例えば軽トラ市や花火大会等のイベントの看板や葬儀の看板、市道占用に関してその看板を立てることも基準に入ってくる。一度、ここは民地だと注意したことがあるので、あえてこの市道占用というものに対する電柱含めて工作物がきちんと表示があるが、その辺が非常に、上位法が変わったからということだが、本当にきちんとやったら矢板市に歳入として入ってくるのではないかという気がしないでもない。非常にそのあやふやな部分が、制度としてありながら、受け皿としての我々のほうは疑問符が付くところがある。ざるの部分があるのではないかという気はする。いずれにしても非常に難しいことなのでこれで結構である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第29号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決された。

### 【議案第30号】

○委員長 次に、「議案第30号 矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長

(「議案書」81頁を朗読、82頁により詳細について説明)

地区計画制度については、特定の区域において、生産性の高い工業団地や閑静な住宅地などの形成を目的とし、用途地域制度に基づく建築制限に加えて、地区内に建築できる建物の制限を定めるという内容のもの。矢板市では南産業団地、木幡土地区画整理事業区域、つづじヶ丘ニュータウンなど4地区を定めている。この地区において、それぞれの区域において立地できる建築物の制限をさらに加えるものであることから、その制限の内容については、建築基準法などを準用して定めている。今回の条例改正はこれら上位法の改正に伴うものである。

上位法改正の具体的な内容についてであるが、建築基準法における用途地域の制限区分は、これまで住居専用地域や商業地域、工業地域など全部で12地域あった。このたびの法改正により、1地域が追加され13地域となったため、規制内容について項ずれが生じることから、条例の改正を行うもの。追加されたのは、住居系の地区のなかに「田園住居地域」という地域が新たに追加された。地区の追加による項ずれであるため、制限内容についての変更はない。法改正と合わせて、4月1日から施行とする。

○委員長 これより議案第30号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第30号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決された。

【議案第31号】

○委員長 次に、「議案第31号 矢板市都市公園条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長

（「議案書」83頁を朗読、84頁により詳細について説明）

都市公園条例は、上位法である都市公園法に基づき、長峰公園や運動公園など市内22箇所の都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるもの。このたび、上位法の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。改正内容は大きく3項目ある。

はじめに、5行目の第7条中とあるのは、都市公園における公園条例の規定であり、公園施設の設置、管理の申請書記載内容を規定するもの。次に第5条第2項とあるのが、このたび上位法の改正により第1項に改めるもの。項ずれが生じることに伴い改正する。この項ずれ改正は同じく5行下にある第8条及び第11条、次行にある第13条及び下から3行目にある別表第2においても同様に項ずれを改正する。

次に、戻って上から6行目にある第7条の3の追加が今回の改正の主な目的となる。追加される内容は記載のとおり、公園施設として設けられる運動施設の敷地面積に関する基準として、その割合を100分の50とするもの。この割合については、これまで上位法である都市公園法施行令において規定されていたが、このたびの法改正により条例で定めることとなった。この理由は、運動公園の場合、これまで法律において全国一律に敷地面積に対する運動施設の割合を半分に以下に止めることが規定されていた。しかしながら、例えば市町村合併による運動公園内の施設の集約化、また、オリンピックなどの大きな国際大会の開催に伴う施設の大幅な増加など、全国のなかで各自治体を取り巻く環境が変わってきたことから、公園の管理形態について各自治体がそれぞれの事情に基づき条例のなかで条件を改正できるようにすることを主眼としている。矢板市の運動公園においては、現時点では国体開催を控えながらも、施設の大幅な改修の予定がないこと。また合併等の事情もないことから、国の基準を参酌し、従来どおり上限を100分の50とする。

3点目は11行目。まず、第11条第1項については、法改正による条項ずれのため、第27条第1項に改正する。さらに、第13条の届け出に関する規定は、公園内であらかじめ管理者に届け出が必要な行為として、これまで行商や興行、映画撮影、競技会開催など5項目が定められていたが、新たに公園区域内の土地、物件に関する所有権の移転、抵当権の設定等についても、公園管理者への届け出が必要となったことについて規定するもの。これは過去に法改正が行われていたが、具体的な事象がないことから改正していなかったものを、このたびの運動公園の施設割合の変更に合わせて改正するもの。

○委員長 これより議案第31号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第31号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決された。

**【議案第32号】**

○委員長 次に、「議案第32号 矢板市営住宅条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長

(「議案書」85頁を朗読、86頁により詳細について説明)

今回の改正理由は2月の全員協議会でもご報告させていただいたが、現在策定中の矢板市公共施設再配置計画のなかで市営住宅においても削減するということが、昨年策定した公共施設等総合管理計画で定めた床面積40%以上を削減するということが、市営住宅についてもその削減を予定しているところである。その削減する市営住宅については、来年度から政策空き家として新たな入居を停止したいと考えている。そのため、新たに入居できる市営住宅の戸数が大幅に減少することになるが、このことが矢板市民の生活に影響を及ぼさないようにするため、入居資格に矢板市内在住という居住条件を追加するもの。

本文の上から3行目に第4条という書き出しがあるが、この第4条が、今の条例で入居資格を規定している。ここに第2号として「市内に住所を有すること」を追加する。以降はこれによる項ずれに係るもの。なお、9行目と10行目については、今回の改正とは関係ないが、体裁を整えるために今回の改正に合わせて改正するもので、内容の変更はない。施行は平成30年4月1日。

また、経過措置として、年度内に申し込みをされた方については、入居が来年度になっても従前の例によることとし、市外の方への救済措置ということになっている。

○委員長 これより議案第32号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 現在住んでいる人のうち、市外住居者は何%か。

○建設課長 現在住んでいる方については、大変申し訳ないが把握していない。

○大貫委員 ただ、市外の方はいるのか。

○建設課長 今入っている方で、平成29年度で言うと、市内が6人、市外は4人。

○大貫委員 差別するわけではなく、ある程度はお願いという形になるのか。

○建設課長 条例で決めるので矢板市内の方しか入れないということになる。全員協議会の際もご説明させていただいたように、県内25市町のうちすでに14市町が居住地要件を付けている。矢板市は15番目になる。今までなかったため、逆に矢板に来ていたという実態もある。先ほど説明させていただいたように、市営住宅は建てた年度、建物の古さも考慮して、

再配置計画のなかで40%を少し上回るくらいの廃止を予定している。そうすると入る方も減るといふこともあるので、今回はこういった矢板市民に対しての救済措置といふことで考えた次第である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第32号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第36号】

○委員長 次に、「議案第36号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求めらる。

○建設課長

(「議案書」92頁を朗読、詳細について説明)

先ほど現地調査をしていただいた。この認定については道路法の規定に基づき議決を求めらるもの。路線内容については現地調査で説明したとおりなので、説明は割愛させていただきます。

○委員長 これより議案第36号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第36号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決された。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

(14:56)

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長